

小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震等)」

5次公募との主な変更点

「公募要領」、別紙「応募時提出資料・様式集」も必ずご確認ください。

分類	内容	公募要領の参考参照先
制度の概要	「令和6年9月21日から23日の能登豪雨の被害を受けた小規模事業者等」も補助対象となりました。 ※豪雨のみによる被災であっても申請対象です。 ※1～5次公募にて事業を実施した方も、豪雨による被害での再申請が可能です。	2. 補助対象者
制度の概要	電子申請システム(j Grants)での申請が可能となりました。	8. 申請手続
制度の概要	採択発表後、交付決定までに、計上しているすべての経費について、価格の妥当性を確認できる見積書等の提出が必要となりました。	7. 補助対象経費
補助対象経費	「修繕費」が新たな費目として追加されました。	7. 補助対象経費
補助対象経費	「資料購入費」が費目から削除されました。	7. 補助対象経費
補助対象外経費	「旅費」について、展示会・商談会等への出展・参加に係るもののみが対象となりました。	7. 補助対象経費
補助対象外経費	下記について、新たに補助対象外となりました。 ①社内の役員・従業員や代表者・役員の親族(3親等以内)へ発注しているもの ②代表者・役員の親族(3親等以内)が代表または役員に就いている事業者へ発注しているもの ③財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社へ発注しているもの	7. 補助対象経費
提出書類	支援機関確認書(様式3)の発行受付締切が、申請締切の10日前となりました。	8. 申請手続
提出書類	決算期を一度も迎えていない事業者は、下記の資料の提出が必要となりました。 <個人> ①開業以降売り上げが発生していることを証する台帳等(任意書式) <法人> ①法人設立以降売上が発生していることを証する台帳等(任意様式) ②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 <NPO 法人> ①法人設立以降売上が発生していることを証する台帳等(任意様式) ②収益事業開始届出書	11. 申請に必要な書類
提出書類	住宅宿泊事業者が修繕もしくは改装の費用を計上する場合、下記の追加資料を求めることとなりました。 ①住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書 ②事業の用に供する面積按分の算出根拠(図面等) ※②については、採択後交付決定までに提出いただきます。	11. 申請に必要な書類